

# 見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

## 1. 見積書の提出方法

本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

## 2. 見積徴取を行う事項

### (1) 業務名称

国有地測量等業務(静岡市駿河区丸子 外)

### (2) 業務場所

	所在地	区分	登記簿数量
1	静岡市駿河区丸子三丁目622番70	土地	4.62㎡
2	榛原郡川根本町上長尾字梅島1427番1地先	土地	登記簿なし

### (3) 業務概要

国有地にかかる事前調査、境界立会、測量及び登記にかかる業務

### (4) 業務期間

契約締結の日から 平成31年3月29日 まで

### (5) 証明書等の受領期限

平成30年11月21日 (水曜日) 17時00分

### (6) 見積書の提出期限

平成30年11月26日 (月曜日) 17時00分

(なお、郵送による場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。)

### (7) 見積合せの日時

平成30年11月27日 (火曜日) 10時00分

(見積合せへの立会いは不要とする。)

## 3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

### (1) 平成29・30年度財務省東海地区競争参加資格において、業種区分

『**土地家屋調査**』の **B・C等級** に格付けされており、

土地家屋調査士法第3条に定める業務を履行できる土地家屋調査士(個人事務所)、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

### (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

### (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。

### (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。

### (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

### (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

## 4. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み

問い合わせ先: 東海財務局 静岡財務事務所 管財課  
〒420-8636 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎4階  
電話 054-251-4325(ダイヤルイン)

受付場所: 同上

見積書の提出を希望する者は、上記2.(5)までに受付場所にて見積説明書等を受領すること。なお、見積説明書等について郵送による配布を希望する場合は、レターパック(360円)(宛先を記載すること。)を受付場所へ送付すること。

また、上記受付場所へ証明書等及び見積書の提出を行うこと。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

## 5. 契約保証金

全額免除する。

## 6. 見積の無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

## 7. 見積書の記載金額

契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった価格の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

## 8. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

## 9. 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

## 10. その他

(1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2.(5)までに認定を受けなければならない。

(2) 詳細は見積説明書による。

以上公告する。

平成30年11月6日

分任支出負担行為担当官  
東海財務局静岡財務事務所長 山崎 正晴